

令和7年度 第2回港区区政会議 福祉部会 議事録

- 1 日 時 令和8年2月17日（火） 午後7時～
- 2 場 所 港区役所5階会議室
- 3 出席者（委 員）対面：石井委員、古島委員、西川委員、西田委員
早田委員、平尾委員、松尾委員、森田委員、山野委員
（関係者）対面：港区民生委員児童委員協議会主任児童委員連絡会 水野氏
（港区役所）対面：山口区長、磯村副区長、宇野保健福祉課長
山崎保健・子育て支援担当課長、吉川生活支援担当課長
武内総合政策担当課長、村上教育担当課長
平子保健副主幹、向井保健福祉課長代理
辻間保健・子育て支援担当課長代理
- 4 議 題（1）議長・副議長の選任について
（2）令和8年度港区運営方針(案)について
（3）令和8年度港区予算(案)について
（4）各専門部会からの要望
（5）その他

○向井保健福祉課長代理 皆さまこんばんは。定刻となりましたので、令和7年度 第2回区政会議 福祉部会を開催させていただきます。

私は、保健福祉課の担当課長代理させてもらっています、向井と申します。本日、どうぞよろしく願いいたします。

本部会は、港区区政会議運営要綱第5条に基づき開催しており、港区では各部会で、専門的なご意見をいただくため3部会を設置しており、本日はその1つであります、福祉部会を開催させていただいております。それでは会議に先立ちまして、山口区長より一言ご挨拶をお願いいたします。

○山口区長 皆さんこんばんは。平素から市政区政運営ご理解ご協力たまわりましてありがとうございます。そしてほんとに出にくい中、また、急にまた寒くなっている中、お集まりいただきありがとうございます。

港区の区政会議は「福祉部会」それから「安心安全・まちづくり部会」「こども青少年部会」の3部会で構成しておりまして、本日は令和7年度の第2回目の福祉部会となります。そして新しい委員の皆様で開催する、はじめての福祉部会ということになります。本日の福祉部会では、令和8年度の運営方針案と予算案。また、各部会よりご要望について、ご意見をいただきたいと思っております。

私もあと残り40何日みたいになってしまっていて、改めて地域に出ると、港区ってほんとに地域福祉のネットワークが充実しているというのは、つくづく思う

ところでは、あちこちで居場所があり、ほんとに皆さんが活動されていて。先日も池島の喫茶に行ったら、もう大盛況で。どんだんね、ほんとに人が来られて。

「元気やった」「どうやった」みたいな声かけをしているのを見て、本当にすべての人に安心して暮らしてもらえるまちに、ますますしないといけないな、ちゃんと引き継がないといけないな、というふうに感じたところです。

あと、昨年、万博があったんですけども、いつも万博の話、もう終わったら断ち切りになってしまうのは、なんのためにあんな苦勞して準備して、一生懸命盛り上げたと思ってんねんと思っていました。その中で引き継がなければならぬことはいくつかあると思うんですけど、そのうちの1つがヘルスケアだと思っています。大阪はヘルスケアパビリオンで出展しまして、いろいろ、超高齢化の先進国として、色んな技術を見せたり、また最初は、皆でこの暑い中盆踊り行くってどういうことかと思っていたんですけど、やっぱり地域の方が盆踊り、暑い中ですけども、楽しく踊っていただいて、いきいきとした姿を世界の人にも見てもらったのではないかなと思っています。だからヘルスケアというところをちょっと意識して、これからの区政も進めていきたいです。皆さんからも色んなご意見いただきながら、より安心して暮らせる、元気で年をとれる、そういうまちにしたいと思っています。限られた時間ではありますけれども、皆様は地域の色々な声を日々聞かれていますと思います。その声を今日、この会議で届けて

いただけると嬉しく思います。どうぞよろしく願いいたします。

○向井保健福祉課長代理　そうしましたら、区政会議につきましては、区政会議の運営の基本となる事項に関する条例の規定により、委員定数の2分の1以上の出席により成立するということになっております。それでは、現在の出席状況を報告させていただきます。委員定数が10名のところ、ただいま9名のご出席をいただいております。委員の2分の1以上の出席がございますので、有効に成立していることをご報告いたします。また、本会議は公開とし、後日議事録を公開するため録音しますので、ご発言の際は必ずマイクをご使用ください。そして、区政会議においては動画撮影を行い、港区役所のYouTubeアカウントのほうにて、動画を一定期間掲載いたします。ご理解ご協力お願いいたします。

本日の議題は、議題（1）「議長及び副議長の選任について」議題（2）「令和8年度港区運営方針（案）について」議題（3）「令和8年度港区予算について」議題（4）「各専門部会からの要望」について、となっております。すべて説明は短めに、議論や質疑を長めにとってまいりたいと考えておりますので、ご協力お願いいたします。それではこれより、本日の議事に入らせていただきます。まず、議題（1）の「議長及び副議長選任について」事務局より提案させていただきます。区政会議の運営の基本となる事項に関する条例第7条に基づき、委員の皆様のご互選により、議長及び副議長を選任いただきたいと思いますと考えております。まず

は議長の選任をしてまいります。議長は議事の進行のほか、委員の皆様いろいろな意見を聞きだしていただく役割でございます。委員の互選で選んでいただきたいと思います。どなたか立候補いただけますでしょうか。

○平尾委員 立候補します。

○向井保健福祉課長代理 はい。すみません。そうしましたら、平尾委員に議長にご就任いただくということで、皆様よろしいでしょうか。よろしく願いいたします。

続きまして副議長の選任をさせていただきたいと思います。副議長は議長を補佐し、議長に事故のあるときには、区政会議を主催する役割でございます。副議長も委員の互選で選出をするということになっております。どなたか立候補される方がおられますでしょうか。よろしく願いします。

○西川委員 はい、立候補いたします。

○向井保健福祉課長代理 はい、ありがとうございます。皆様、西川委員に副議長をお願いするということで、よろしかったでしょうか。ありがとうございます。それでは、簡単に一言ずつ、ご挨拶をお願いできますでしょうか。

○平尾議長 はい、ご選任いただきました、平尾です。向井さんの言葉でだいぶハードル上がっている中、手を挙げるんはだいぶ勇気がいりましたけど。頑張りますので皆さんよろしく願いします。

○向井保健福祉課長代理 ありがとうございます。続きまして、西川副議長、よろしく願いをいたします。

○西川副議長 副議長の西川です。今回はじめて副議長をさせていただきます。いたらないことたくさんあると思いますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

○向井保健福祉課長代理 ありがとうございます。委員の皆様の互選により、議長及び副議長が選任されましたので、ここからの進行は平尾議長にお任せをしたいと思います。それでは平尾議長、このあとの議事進行をよろしく願いをいたします。

○平尾議長 はい、承知しました。それでは、進行役を務めさせていただきます。よろしく願いします。皆様の意見やニーズを区政に反映させていくために、積極的なご意見よろしく願いします。今日はWEB いないんですね、はい。

ではまず、議題（２）議題（３）を一括して、区役所のほうから説明お願いいたします。

○宇野保健福祉課長 皆さん、こんばんは。保健福祉課長の宇野でございます。私と、このあと山崎のほうで、議題（２）と（３）のほうを説明させていただきます。座って説明のほうをさせていただきます。

まず運営方針、議題（２）の運営方針になりますけれども、このもともと

PowerPoint でツーアップさせていただいている資料のですね【当日配布資料④】

と書かせていただいている資料をお手元にお願いします。本日は、ここのそれぞれのページに番号振らせていただいておりますので、そのページ番号でご説明のほうさせていただこうと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

まず、1枚目の下の所の1ページ目になりますけども、運営方針は区の施策の選択と集中の示すものとして、区の将来像や施策展開の方向性をとりまとめた

「港区まちづくりビジョン」というものがございます。これは令和5年度から4年間ありますけども、単年度ごとにアクションプランを作成されております。

1枚めくっていただきまして、2ページ目にあるんですけども、港区の経営課題としましては、5つの柱、ここに書かせていただいております5つあるんですけども、

その中でですね、この福祉部会に関する部会といたしましては、03の「だれもが健やかにいきいきと暮らせるまちづくり」について、ご説明をさせていただきます、ちょっととびまして13ページ。13ページのですね、経営課題。今言いました「だれもが健やかにいきいきと暮らせるまちづくり」の課題の認識といたしましては、まず「支援を必要な人も安心して暮らせる地域社会全体で支えていく取り組みの促進」「児童虐待ハイリスク家庭の早期発見・支援」「区民の主体的な健康づくりや各種検診の受講率向上」「多文化共生の地域づくりの促進」を挙げさせていただいております。このうち一番下のですね「多文化共生地域づくり

の促進」につきましては、こども青少年部会でご協議いただく内容となっておりますので、本日の部会では、これを除いた課題に対してのご説明となります。まず、上2つの部分をですね、私の取り組みを説明させていただきます。そのあと山崎のほうから「区民の主体的な健康づくりや各種健診の受講率向上」について、山崎のほうから説明させていただきます。では14ページ。

先ほどの支援を必要な人も安心して暮らせる地域社会全体で支えていく取り組みの促進及び、児童虐待ハイリスク家庭の早期発見・支援の課題認識に対しまして、まず取り組み①の地域福祉の推進としております。地域福祉計画に基づく地域課題の推進の支援を行っておりまして、多様な主体による地域福祉活動や地域福祉担い手の育成、ネットワーク委員さんなどになるんですけれども、育成に取り組んでおるといった取り組みになります。

2つめ、取り組み②のですね、地域での居場所に関する候補の充実としまして、「つながり支えあう地域づくり」をより進められるよう関係機関と連携して候補の充実することで、住民が参加しやすい地域の居場所づくりを加えた案としております。取り組みの③になりますけれども、セーフティーネットの充実といたしまして、関連機関との連携強化による、相談機能の充実に取り組んでおりまして、専門相談の充実や相談しやすい仕組みづくり、また虐待・DV防止施策の推進などの施策を行うことで、誰もが自分らしく安心して暮らせ続けられる地域

づくりに取り組んでいきたいと考えております。

13ページに戻っていただきまして、課題、先ほども言いましたが「課題認識の区民主体な健康づくりの受診率の向上」につきまして、山崎より説明をさせていただきます。

○山崎保健・子育て支援担当課長 保健・子育て支援担当課長の山崎です。着座にて説明させていただきます。わたくしのほうからは、ちょっと番号が見にくくて申し訳ございませんが、15ページ。取り組み④「健康づくりに向けた意識計画と担い手づくりについて」説明させていただきます。港区健康フェスタ2025などこのような事業を始め、健康づくりに関する情報提供や学習機会の提供、生活習慣の指導、また医師会・歯科医師会・薬剤師会の三師会の皆様にご協力いただきまして、がん検診・特定検診の広報ですとか、出張がん検診予約受付など、さまざまな取り組みを進めて参りまして、受診しやすい環境の整備に取り組んでいきたいと考えております。わたくしのほうからは以上です。

○宇野保健福祉課長 いま、説明させていただきました、課題解決に向けた進捗度合の指標として挙げておるものが17ページ、これもちょっと数字が見えなくてアレなんですけども、評価指標となります。その評価指標の中の0・1としまして、身近な地域での居場所づくり活動の参加者数を増加としまして、区内11地域での集いの場の事業、老人福祉センター・こども子育てプラザ・子育て支援

センター・集いの広場の参加者、利用者数を昨年上等以上としています。なお、令和6年度の参加者数としましては91,419人となっております。

2つ目の指標としまして、区内の地域に配置されています見守りコーディネーターの合計の相談人数を、現7000人以上とすることとしています。資料には書いていないんですけども、令和6年度の参考にはなるんですけども6,800人程度の相談の実績がございます。

令和6年度まではですね、区民モニターアンケートの結果を指標として活用してきましたが、モニターからの回収率が年々減少傾向でございまして、区民の状態を示す根拠として使用続けることが望ましくないということがございましたので令和7年度、今年度よりこのような指標としておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。運営方針の説明は以上になりまして、次、議題の3「令和8年度港区予算（案）について」事前配布資料のBになります。まず【B-1】お手元をお願いします。

まず港区の関連予算の概要でございます。区長が関与する港区の予算案としましては、令和8年度案は、表の右の列の2行目になります。まずそこに書かれている8億8502万1千円です。これは、人件費を除いた事業経費となっております。この内、区長は自由経費として、区へ財源配分され普段実施する事業経費がその下の行になります。4億6千万余りでもう1つ、下に区長自由経費と

いたしまして、その実情に応じて市も各局へ財源配布されて、局が実施する事業経費といたしまして、4億2千万余りとなっております。区長自由経費における令和7年度と8年度の差額の主な理由としましては、7年度に港区区画整理記念事業完了に伴う区政推進基金への積み立てを行ったものとなっております、詳細は下のところに書かせていただいております。本日の部会ではですね、区が実施する事業経費で福祉部会に関連する事業の主なものをご説明させていただきたいと考えております。その資料、今の資料としてはですね、重点的に取り組む事業等につきましては、またお目通しいただけたらと思います。

1枚めくっていただきまして、資料の【B-2】右肩に【B-2】と書かれたものをご用意ください。区長自由経費の令和8年度予算事業案一覧になります。こちら金額は1,000円単位となっております、福祉業務関係からご説明いたします。一覧表の2ページ。次に1枚めくっていただきまして、左の列に番号を振らせていただいております、24番の地域福祉サポート事業をご覧ください。

この委託事業になるんですけども、区内の11地域ごとに、見守りコーディネーターさんを配置していただきまして、相談者への対応や緊急時の援助対応・地域住民の見守りなど、住民主体のコミュニティづくりを推進する事業でございます。この事業につきましては、8年度予算の2021万8千円と令和7年度の

1902万に比べまして89万8千円の増額としております。これは、最低賃金の引き換えに伴う人件費の増額となっております。

つぎに、番号28番になります。福祉事務所運営経費をご覧ください。

こちらは8年度予算の492万1千円と7年度の470万5千円に比べまして、21万6千円の増となっております。こちらにつきましても区のほうで採用しております会計年度任用職員の人件費の増額分となっております。次は、また山崎のほうから説明させていただきます。

○山崎保健・子育て支援担当課長 引き続き、子育て支援担当から4つ説明させていただきます。同じく資料【B-2】のおもて面22番、乳幼児発達相談事業の評価という欄をご覧ください。こちらは概要に書いてあります通り、乳幼児期のこどもの発達について、臨床心理士の専門職による相談支援を行っているという事業でございます。こちらにつきまして増額要素としましては、先ほどの説明と同じく、会計年度任用職員の人件費の増額となっております。

続いて、裏面に移ってください。26番。子育て支援事業をご覧ください。こちら子育て家庭に対する情報の提供・広報・支援・相談などを実施とあります。こちら主な事業としましては、4歳児訪問事業に使用している、絵本の消耗品費。また、毎年子育て情報マップ、楽育マップというのを作成しているんですけども、そちらの印刷代が大半を占めております。こちら増減要素はございません。

続いて、27番。港区子ども・子育てプラザ事業としまして、港区の交流会館でございます子ども・子育てプラザの運営経費について支出をしております。こちら増減要素はございません。

続いて30番。児童虐待未然防止・早期発見強化事業というものでございます。こちらは保育施設への巡回、専門職への相談員などにより児童虐待の未然防止・早期発見を図る等してございまして、こちらも会計年度任用職員・臨床心理士の人件費の増、また事務職員というのも会計年度任用職員で雇用してございましてその人件費。またさまざまな消耗品費、必要な備品購入費というのを計上してございまして、令和7年度よりおおよそ100万ほど増額としております。私のほうからは説明以上です。

○平尾議長 ありがとうございます。ただいまの区役所からの説明に対して、何かご質問・ご意見ございませんでしょうか。

なかなか、事業とお金がかくつかないんで、ピンと僕たちがこないんですが。ないですか、もう。是非、最前線で戦っている方々から、もうちょっとあげろとか。難しいでしょうけども、大丈夫ですか。はい、ありがとうございます。意見がないようですので、次の議題に行きましょう。議題（4）です。「各専門部会からの要望」について、説明をお願いします。

○向井保健福祉課長代理 はい、そうしましたら、わたしのほうからご説明をさ

させていただきます。「当日配布資料⑤」と書かれている、こういうホチキス止めの資料を今お手元にご用意いただいてもよろしいでしょうか。今からご説明させていただきますのが、各専門部会からの要望というものと、それに対する区役所からの回答というものを、ご説明をさせていただきます。ご存じの方もいらっしゃるかと思うんですけれども「専門部会ってなんやねん」というふうに、思われる方も多いかと思しますので、港区の仕組みについてご説明をさせていただこうかと思います。平成26年度からですね、港区の福祉の分野では、その下のほうにマーカーで引いてある「港区地域支援調整チーム」というものをつくって、さまざまな地域の福祉の課題について、議論をしていこうということになっております。その地域支援調整チームの中に「子育て支援専門部会」と「障がい者支援専門部会」「高齢者支援専門部会」と、この3つの部会がございます。この部会というのは、またこの下にね、それぞれいろんな会議体がかくついているんですけれども、例えば「子育て支援専門部会」でしたら「要対協」であったり「ひとり親家庭支援専門部会」あの辺り要対協と一緒にやったりするんですけど「みんなと子育てしチャオ会」であったりとか、そういうところで、活躍されている方々で委員になっていただいて、子育て支援専門部会というものをつくりまして、そこの部会で区政に対するご意見・ご要望というのをいただいております。

「障がい者支援専門部会」においては「障がい者自立支援協議会」「障がい者

虐待防止連絡会」これも高齢と一緒にやったりしていますけども、いうところで、地域の福祉課題についてのご意見をいただいております。

「高齢者支援専門部会」については、ここはなかなか大きい会議が下にあるんですけど「高齢者虐待防止連絡会」「地域包括支援センター運営協議会」「認知症連絡会」「在宅医療介護推進会議」これらの会議体で活躍されている方々に委員をつくっていただきまして、それぞれの部会で挙がってきた、会議体で挙がってきたものを、専門部会でご議論をいただいて、高齢者支援専門部会の要望というかたちでまとめさせていただきます。

令和7年度4月から、各会議体・各部会で「こういうところが課題ではないかな」ということで議論を重ねてきたものを、この2月の初旬に地域支援調整チーム会議というものを行いまして、1つの要望としてまとめさせていただきます。その要望に対する回答というものを、今、区政会議のほうでご報告をさせていただきます。それがこの「区長から意見聴取」と上に矢印が上がっているかと思うんですけども、いうところになります。港区区政会議 福祉部会のほうで、区の回答というのをご議論いただきまして、評価や意見をいただきたいと思っております。その中のいくつかのものを「区の取り組みだけではちょっと解決はできないよね」ということがありましたら、大阪市に対して、提案というかたちで上げていくことができますよという仕組みになっております。今回、この

ものを市のほうへ提案したいということで、事務局のほうで案をつくらせていただいておりますので、その部分が適切かどうかもご議論をいただければと思っております。皆様で「ええんちゃうか」ということで、ご承認がいただけたら、また来年度、1回目の区政会議のほうで、福祉局からの回答というかたちでご報告をさせていただきたいと思っておりますので、ご議論よろしく願いをいたします。

そうしましたら、まず「高齢者支援専門部会」からの要望からご説明させていただきます。

○宇野保健福祉課長 すいません。さきほどと同じように、わたくし宇野と、またのちほど山崎のほうから説明をさせていただきます。順番になるんですけども、まず「高齢者専門部会」のほう説明させていただきまして、そのあと「障がい者支援専門部会」で「子育て支援専門部会」と続きます。

まず資料なんですけど、1枚めくっていただいて「高齢の③」と右肩に書かれたところに、黒の星印を付けさせていただいております。そのあとも星印付いているものがあるんですけども、こちらのほうがですね、大阪市・局に対してですね、さきほど部会のほうからありました要望を提案していくという、事務局の案として付けさせていただいているものになります。

また1枚戻っていただきまして「高齢①」高齢者専門部会からの要望と理由、

その回答のほう、わたしのほうより説明させていただきます。まず、要望①なんですけども「障がい者・高齢者虐待対応における区役所内での体制の強化」としまして、理由、簡単に説明させていただきますと、高齢者虐待・障がい者虐待に関する通報・相談は増加傾向にありますよと、虐待の要因も、認知症や家族の介護負担などが複雑に絡み合いまして、長期化するケースも増加していますと。増加理由についてですね、検証を行い、区での虐待に関する知識の底上げと区役所内での体制の強化、というのが要望の理由となっております。回答につきましても少し簡単に説明をさせていただきますと、これまで港区では高齢者・障がい者虐待について広く知っていただくためにですね、民生委員や介護支援専門員をはじめとしました、さまざまな支援者に対しまして、研修等を開催してきたところでございます。また、行政との関係機関に対しましては、権利擁護についての情報共有や啓発なども図ってきたところでございます。区民に対しましても「広報みなと」などにより啓発を行ってきておりまして、ところでですね、虐待受理件数の増加は、これまでの広報活動が実を結び、通報が増えたことが一因ではないかと考えておるところでございます。今後もこれらの取り組みを継続し、区全体の知識の向上を図るとともに、より相談・通報をしやすい環境をつくるためにですね、今年度、相談所を分かりやすくするための、広報するためのステッカーを作成させていただきました。民生委員や地域見守りコーディネーターなどに

配布し、広報に努めております。通報受理件数の増加に伴い、区役所の体制強化も必要などころではございますが、担当者数は前年度と同数、他の業務も兼務しているため、場合により、緊急時の相談・通報時に担当者が即対応できないこともございます。緊急時には他の職員も対応できるよう、虐待対応研修の受講や、日頃から対応継続事例の共有を図ることで、複数の職員で対応が行えるように体制づくりを行っております。複雑化・深刻化する虐待相談・通報に対し、迅速・的確に対応できるよう、引き続き業務体制・執行体制のですね、強化に努めてまいりたいと考えております。要望①については以上です。

○山崎保健・子育て支援担当課長 続きまして、要望②、要望③、要望④について、山崎より説明をさせていただきます。ページめくっていただきまして「高齢の②」と書いている要望②をご覧ください。

地域包括支援センター、認知症初期集中支援事業、在宅医療介護連携推進事業など、各部署や事業が縦割りにならず、地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会の実現を共通目標として、有機的に連携できるようなマネジメント体制の整備を求めます。また、介護分野を超えた多様で、複雑な課題に対応できるよう、弁護士や司法書士等の司法関係者も含めた関係機関が、分野を横断的に協働できる支援体制の構築を要望する、というご要望をいただいております。こちら理由のほうはここに書かれている通りなんですけれども、やはり複合課題に対し

ましては、さまざまな制度の狭間に陥っているということから、介護分野だけの支援の限界というのがございます。そこで、弁護士・司法書士等の司法関係者も含めた関係機関の有機的な連携と、分野を超えた協働体制を求めているということです。回答としましては、こちらのほうも記載通りですね、やはりさまざまな現場に寄せられている意見につきましては、介護分野だけで対応限界あるということは重要で、認識としております。このような制度の狭間にある課題に対して、切れ目のない支援に繋がられるように、さまざまな関係事業が分野横断的に共同体制を構築できるように、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

続きまして高齢の③。こちら、事務局のほうで星印つけておりまして、市への提案とさせていただきたいと考えているものでございます。単身世帯の増加や地域の繋がり希薄化により、インフォーマルな支援が減少しているなか、生前から死後まで本人を支える公的制度や仕組みの構築、特に死後事務について、いわゆるおひとりさまなどの多様な生き方に対応可能な公的制度や専門的な支援体制の整備を求めているという要望でございます。こちら、理由につきましては、今いろいろ報道でもご覧になっているかもしれませんが、ケアマネジャーのシャドーワークというものにつきまして、令和7年度にアンケートを包括支援センターのほうで実施されております。こちらシャドーワークの

中でペットの世話とかもあるんですけども、大きなものが、死後事務。こちら何らかの形で対応してるとの回答が半数以上ございました。死後事務は、本来は弁護士や司法書士等、法律の専門家が本人との契約に基づいて行うものであり、ケアマネージャーさんで「なんか断れないよね」というところで、つついやってしまうという倫理に依存し続けることには限界があると考えるところから、このご要望をいただいております。回答としましては、このシャドーワークについては本当に大変な、全国的な課題であると認識しているところなんですけれども、一方、国の社会福祉審議会などでも、こちらも認識されておりまして、令和7年の12月にもいろいろ報告書が出されているところで、これから、制度設計が進んでいくものと考えられますので、港区役所としましては、成年後見制度やACPの機会を活用するなど、個人それぞれの実情に則した支援を行っていき、また今後、現場の実情に則した制度構築となるように、福祉局に要望してまいりたいと考えております。

続きまして、めくっていただきまして、高齢④。要望の④です。港区在宅医療介護連携推進事業主体の多職種連携に関する研修会に、区役所の生活支援担当や介護保健担当、その他医療・介護の専門職と関わる機会が多い部署の職員にも積極的に参加してもらい、より一層多職種連携を深めていく体制の強化を要望するというものです。こちらにつきまして回答としましては、令和6年度

から、さまざまな多職種連携の研修や、ケアカフェと言いまして、区民センターの3階のところですね、みなとラウンジのほうで、介護・医療の専門職同士の気軽な話し合える場などもやっております。また令和7年度には新しく総合的な相談支援調整の場、いわゆる”つながる場”との共催による研修会も開催し、さらなる連携強化を進めてまいりました。今後も多様化、複雑する在宅生活課題に対応するうえでは、多職種連携というのは非常に重要であると考えておりまして、今後も区役所の職員ももちろんですが、さまざまな専門職の皆さまが参加しやすく、参加して「これは有益だったな」「顔の見える関係が出来たな」と感じていただけるような研修を企画・運営し、多職種連携がより円滑になる体制強化を深めていきたいと考えております。私のほうからは以上です。

○宇野保健福祉課長 続けて、障がい者専門部会のほうからの要望4ついただいております。まず右肩、障害①と書かれた資料お手元をお願いします。まず要望、障がい者専門部会からの要望①でございます。JR 弁天町駅周辺の交通環境について、高齢者や障がい者等の視点を十分に取り入れ、誰もが利用しやすい社会資源となるような働きかけを積極的にしていただきたい。という要望をいただいております。理由といたしまして、JR 弁天町駅周辺の交通環境について、誰もが利用しやすくなるように、さまざまな視点を十分に取り入れ、障

がい者差別解消の実現、実施に向け、バリアフリーなまちづくりとなるよう、積極的に検討していただきたい。また、平成25年に設置した、交通バリアフリー弁天町地区連絡調整会議を開催し、バリアフリー化の進捗状況の共有やJR弁天町駅とですね、大阪ベイタワーを結ぶ連絡通路を車いす利用者が利用しやすくなるように協議をしてほしい。というような理由でございます。回答といたしまして、弁天町駅周辺のバリアフリー化の推進につきましては、障がい者や高齢者等の参画のもと、平成16年4月に、大阪市弁天町地区交通バリアフリー基本構想を策定し、全市的施策として整備を推進しております。港区としましても、関係者による継続的な取り組みが重要であることから、平成25年に、交通バリアフリー弁天町地区連絡調整会議を設置いたしまして、取り組みの推進体制を整え、令和3年4月策定の港区エリア別活性化プランにおいてですね、弁天町駅周辺エリアのバリアフリー化の推進を具体的に取り組みとして位置づけ、施策を進めているところでございます。交通バリアフリー弁天町地区連絡調整会議については、利用者の対応状況に進展があった場合や、新たな議題が生じた際に、適宜開催していきたいと考えているところです。また、JR弁天町駅と大阪ベイタワーを結ぶ連絡通路におけるスロープの勾配の緩和につきましては、通路の構造上対応が非常に難しい状況ではございますが、引き続き関係機関と協議を継続してまいります。あわせて国道43号を、より安全で

快適に横断していただける弁天町駅前交差点北側の地下道エレベーター、令和7年2月に完成しているのですけれども、の案内表示の充実についても協議してまいりたいと考えています。が要望①となっております。

続きまして要望②でございます。高齢者や障がい者など、避難行動に援護が必要な当事者や地域の自主防災組織、区役所などが必要な情報を共有し、新たな制度や対策、体制が有意義に十分に機能するよう、防災での取り組みの更なる充実を要望します。となっております、理由といたしまして、近年、全国各地で地震や、風水害の大規模自然災害が多発しており、本市においても南海トラフ地震の発生や津波被害が懸念されています。さまざまな防災対策を進めていることは承知していますが、高齢者や障がい者など、避難行動に援護を要する方の中には、避難経路や介助体制に不安を抱える方も少なくありません。そのため、当事者、地域の自主防災組織、区役所等の関係者間で必要な情報を共有し、整備してきた制度、対策、体制が、災害時に確実に機能するよう、取り組みを一層充実させてください。また、地域の避難訓練に対する情報提供を行うとともに、訓練への参加機会の確保に努め、個別避難計画の策定を推進するため、区内事業所を対象とした個別避難計画に関する研修を実施していただきたいという理由となっております。回答になりますが、防災訓練や学習会を通じて、関係者で情報共有を進め、日頃から地域の繋がりを強めることで、災

害時に地域の力を最大限発揮できるよう取り組みます。また、令和3年5月の災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成が市町村の努力義務になったことをふまえ、大阪市では令和8年度末までに優先度の高い要支援者から計画作成を進める方針となっております。港区としましても、日頃の見守り、支え合いの延長として、避難支援に繋げることを目指し、自主防災組織や見守り関係者の協力を得ながら着実に計画を策定してまいりたいと考えています。さらに、利用者の状況を把握し、信頼関係のある福祉、介護サービス事業者の皆さまにも協力をお願いしており、港区でも今後、自立支援協議会などの防災研修の場で、個別避難計画の説明とご協力を依頼させていただきたいと考えております。

続きまして、要望③になります。障害者差別解消法、障害者虐待防止法がより地域に浸透し定着するよう継続して取り組み、誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりの推進を強く要望します。となっておりまして、理由といたしまして、区民アンケートでは障がい者への合理的配慮の義務を知っている、ある程度知っている人が65.3%。虐待を疑った際に相談・通報するという人がですね、75.1%でした。

こうした結果を踏まえて、障害者差別解消法、障害者虐待防止法がさらに浸透・定着するよう継続して周知・啓発に取り組んでほしいと。また、擁護者へ

の利用可能な障害福祉サービス等を周知し、どのような行為が虐待にあたるかという啓発も進めてほしい。通報が適切に行われ、被虐待者の保護・権利擁護につながるよう、関係者間で正しい情報を共有できる体制を整え、個別事例の検討や対応の検証の機会を設けてほしい。という理由となっております。

回答といたしまして、令和6年度は、虐待通報件数が令和5年度を上回るなどこれまでの周知・啓発活動は一定の成果をあげていると考えていますが、より一層通報しやすい環境づくりを進めるため、身近な相談窓口である、港区障害者基幹相談支援センターや地域包括支援センターを分かりやすく周知するためのステッカーを作成し、民生委員や児童委員、ネットワーク委員、地域見守りコーディネーター等へ配布することで引き続き周知・啓発を実施していきたいと考えております。

また虐待対応については、被虐待者の心身の安全確保や権利擁護のための成年後見制度等、きめ細やかな支援が求められることから個別事業への対応に際してオンライン会議の活用等により、関係者の情報共有および対応の検証を行う場の確保に努めてまいります。今後も地域包括支援センター、介護支援専門員、障害者基幹相談支援センター、相談支援事業所等の関係機関と緊密に連携し、適切な支援を推進してまいります。という回答でございます。

これが要望④で大阪市のほうにあてていきたいと考えております要望になります。

す。

障がい者の自立の促進や、生活の向上を図るための移動支援をはじめ、さまざまな福祉サービスを担う人材を増やすよう取り組みの実施を要望します。としておりまして、理由ですけれども、港区では移動支援事業者や居宅介護重度訪問介護などのサービスの利用を希望する方々に対しまして、区内の事業所の担い手が不足しているというものでございます。現在、稼働するヘルパーの年齢も中高年のヘルパーが中心となっております、今後安定的なサービスの提供に支障がきたすのではないかと見込まれております。行政と事業者が協力してこの課題への解決方法を見つける必要があり、ヘルパーの資格取得、募集のための事業所への補助等、障がいのある方を支える人材確保を検討してください。また、移動支援事業者についても、有資格者を増加させるような制度となるよう検討し、障害福祉に関わる人材の増加とその質の向上にもつなげる取り組みを検討してください。という理由でございます。

回答といたしまして、移動支援事業だけでなくサービス全般においてのヘルパーの人材不足については、必要な介護や支援を受けることができず、ただちに生活に影響されることから安定した人材確保が重要な課題であると考えております。国の指針に基づき、大阪市でも検証を行うなどの取り組みが実施されていますが、港区内や大阪市内のみならず、全国的な問題であることから引き

続き人材確保に向けて実施されるよう、福祉局に要望していきます。また、人材の養成・確保や質の向上につながるよう加配項目を見直すなど、国に対して働きかけることや、情報収集の強化に向けた取り組みを検討されるよう、合わせて要望していきたいと考えております。以上になります。

次、子育て部会になります。

○山崎保健・子育て支援担当課長 子育て支援専門部会からの要望も高齢・障がいと同じく、4件の要望をいただいております。本日4件読み上げようかなと思ったんですけど、せっかくの皆さんの議論の時間がどんどん短くなりそうなので、ご一読ください。

○平尾議長 ご配慮ありがとうございます。ただいまの区役所からの説明についてご意見・ご要望ございましたら。こう思うよ、とかでもいいんで、どんどんご発言いただければと思いますが。ネットワーク委員さんとかあるいは、介護関係のケアマネージャーさんとか地域包括さんとかすごく負担かかっているのが分かりますよね。もうちょっとどないかならへんのかなと。具体的にそう言わんでもすごくあれなんですけど。何年か前に、地域包括の職員の方が順番におれへんようになった時があって。不安なことおこると途端に大変なこと起こるんで。もうちょっと、特にシャドーワークっていうほど。僕、去年の年末にはじめて聞いたんですけど、それから今日に至るまで5・6回聞いてるんです

よね。あっちもこっちもで。だからほんまに大変やとは思いますが、ここで叫んだって決して介護報酬が上がるわけじゃないし。でもぜひぜひ大阪市のほうには強く訴えていただきたいなと思います。何かほか皆さんせっかくなんで今日はテーマがあってしゃべりやすいと思うんですけど、このあと区役所さんはいろいろフリートークさせられますんで、今のうちにしゃべる練習しとけへんかったら後々しんどいですよ。ないですか。大丈夫ですか。せっかくなんで、新入りの委員の方々とか、私こんなやでっていう自己紹介がてらでもいいんでご発言いただければ非常に議長としてもやりやすいところなんですけど、いいですか。じゃあ、なにか一言だけでも。

○森田委員 すいません、私は民生委員・児童委員の森田と申します。私は今までオブザーバーで主任児童委員の立場で出席して、子育てのことに関しては割と聞き耳を立ててたんですけども、今回、高齢者・障がい者のことでお話を聞いてて、ひとつちょっとハテナが浮かんだのが、虐待通報が増えるような目標にされてるのが。通報があって対応がされたから通報が翌年度減るでもいいんじゃないのかなというのがあるって、6,800件やったのが今年度7,000件っていうのがね、増えなあかんのかなっていうのが素朴な疑問で。それだけ周知されてるっていうことでいいんでしょうけれども、ちょっとそれが素朴な疑問だったのと、こどもの虐待だと例えば児童相談所とかが預かるとかっ

ていうのがあるんですけど、高齢者とか障がい者の方ってもう命に関わるような虐待されてる場合にそういう施設に預けるとか一時保護するとかっていうのがあるのかすら私は知らなかったのだからいかなんだろうな、ってお聞きしたいなって思いました。以上です。

○平尾議長 はい、本当にありがとうございます。じゃあ、区役所のほうから回答あれば。

○向井保健福祉課長代理 すいません。森田委員、ありがとうございます。1つちょっとあれなんですけど、おっしゃっていただいているのが運営方針の評価指標のところでおっしゃってくださっているのかなと思うんですけど、17ページですね。見守りコーディネーターへの合計相談実人数とか書いているところが、令和6年度6,800件やったのを、目標で7,000件というかたちで定めさせて、ここの部分のご質問ということでよろしかったですかね。見守りコーディネーターさんというのは各地域にお1人ずつ、老人の憩いの家に基本的に居ていただいている方でして、地域住民の方々、ほんとにこどもから高齢者の方までの相談を受ける方なんです。虐待の通報といいますのは、地域包括支援センターであったり、障がい者基幹センター、もしくはもう警察へ通報、区役所への通報、色々あるんですけど、そういうかたちで「この人虐待受けています」という通報になるので、コーディネーターさんへの相談とは少し毛色が違うもの

にはなっているんです。ちなみに6,000件も通報があったらちょっと区役所もたないのであれなんですけど。ちなみに令和6年度の通報の件数というのは、高齢者虐待65件ですね。障がい者虐待が25件になっております。高齢は1.3倍、障がいは2.3倍、両者ともにそれぐらいになっていますので、増えているのは増えております。1件1件が重たくて、長い道のり、解決までが長い道のりのものにはなっていますので、区役所の体制を強化してはいきたいところではあります。というのがまず1つ目のお答えになります。虐待が起こったらどうなるのか。というところのご質問も、児童のところはよくご存じかとは思いますが、高齢・障がいについてはということで、ご質問いただいていたかと思うんです。高齢者・障がい者についてはですね、子相のような、一律に扱う専門機関というものはございません。

「あればええな」というのは区役所の職員としてもつくづく思うんですけれども、ありませんので、区役所の職員に虐待対応というものを、基本的に専任で扱う職員が1名おります。その1名の職員が、高齢者虐待・障がい者虐待に対応を行っていくということになっております。区役所の職員は1名なんですけれども、一緒に動くということで定められているのが、高齢者虐待でいえば地域包括支援センター、障がい者虐待でいえば障がい者基幹相談支援センター、というところが大阪市からの業務委託を受けて、区役所と一緒に解決に向けて動きな

いよということになっております。命の危険にある高齢者の方、脱水、もしくは低栄養で救急車で運ばれて、もう1週間、2週間、何も食べてないというような方もいらっしゃいますし、障がい者虐待を受けて、もう生きていくのがつらいというような方もいらっしゃいます。そういう方々は、区役所の職員が、分離保護というかたちで、それぞれ高齢者施設であったりとか、障がい者施設いうところへ分離を行うという手続きを行うことになっております。以上です。お答えになっておりましたでしょうか。

○森田委員 はい。ありがとうございます。

○西川副議長 港区社会福祉協議会の西川です。先ほどの見守りコーディネーターの相談件数が7,000なんですけれども、これって、とてもとても重たい相談ばかりが7,000なのかというとそうじゃなくって、例えば最近でいうと「スマホの使い方でね、分からへんねんけど」という高齢者の方が会館に行つて、例えば松尾さんみたいな方に教えてもらうとか、そういうふうな、ほんのちよつとしたちっちゃな、いや、その人にとつたらすごく困りごとなんです。その困りごととかを相談してというようなかたちなので、どちらかというところ、この件数が増えるということは、支えあうことができているとかというような、指標の1つになるのかなということ。その中から、やっぱりとてもとても重要な相談につながることもあるので、多種多様な相談。でもいろんなコーディネーター

さんが待機されているということで、安心してみなさんは、地域の人は暮らしていけるのかな。ということで、たぶん相談指標が去年よりも増えていることのほうが地域福祉の推進につながっていると。おおてますかね。

○向井保健福祉課長代理 おおてます。ありがとうございます。はい。すいません。足らずを補足いただきまして。ありがとうございます。

○平尾議長 西田委員どうぞ。

○西田委員 虐待の通報件数。自立支援協議会の障がいの仕事をしているんですけども、虐待の通報が増えてきたから良くない状況ということはイコールじゃなくて、虐待の通報が増えて、実際にちゃんと虐待であったことが減っていくことが1番良いことなんです。通報を減らすということは、いうたら隠してしまうんですね。実際ある虐待が見えなくなってしまうということなんで、まず見えるようなかたちで、通報というかたちで1回誰かが入って、本当に虐待をされているのかどうか、本当に大変な状況かどうかというのを見てもらうということが、本来は必要であって、そのために集中して通報件数を増やすというのが最初の目標。そこから虐待数を減らすというのが次の目標になってくるのかなと思うんですけども。ただ、本当に通報件数増えるとほんまに役所さんすごい大変なのは重々承知しておりますので、すごい増えればいいとは、個人的には思っていますけど、なかなか言えないところもあるんですけども。そういうこと鑑みて

また、人員の配置であったりとかということで、またお答えいただけたら、僕らもありがたいなというふうに思っております。以上です。

○平尾議長 ありがとうございます。本当に貴重な意見ありがとうございます。

はい。ほか何か、大丈夫ですかね。はい。まあまあいい時間になってきましたのでね。それでは議題（5）「その他」について、よろしく願います。

○山崎保健・子育て支援担当課長 「その他」につきまして「区政会議の事前意見内容と区役所の対応・考え方」という、横長の用紙をご覧ください。こちら質問いただいている中で1つ、子育て支援のほうで回答するものがございました。経営課題3に関するものですので、こちらの部会のほうで説明をさせていただきます。いただいたご意見としましては「虐待としつけの区別が曖昧。親に定期的なテストをして、虐待と自覚させる必要がある。その後、何がしつけかを教育する。健康に介して、地域マラソン部などを掲示板に貼って募集する」というご意見をいただいております。区役所の考え方としましては、虐待としつけの違いは次のように捉えております。虐待はこどもの心や体を傷つける行為でして、児童虐待の防止等に関する法律で明確に定義されて、禁止をされている行為となっております。一方、しつけにつきましては、こどもの安全や健やかな成長のために行うもの。年齢に合っていること、一貫性があること、そして何よりも、こどもの尊厳・人格を傷つけないということが大前提となっております。区役所と

しましては、このような虐待としつけの違いについて、区のホームページなどを通じて、より多くの方に分かりやすくお伝えをしていくことを進めてまいりたいと考えております。健康マラソン部のことですけれども、健康づくりにつきましては、一般的に3つの段階に分けて考えられております。1次予防。病気や怪我を起こさない取り組み。2次予防。病気などを早く見つけて早く治す取り組み。3次予防。重症化や再発を防ぐ取り組み。ご意見としていただきました地域マラソン部の募集というのは、この1次予防という、つながる取り組みの例としてのご意見として、賜ってまいりたいと考えております。以上です。

○平尾議長 はい、ありがとうございます。ただいまの説明に関して、何かご意見・ご要望「もっとこんなしたらえんちゃうか」みたいなあれば。大丈夫ですか。マラソン部ってなんかハードル高くないですか。自分がやりたくないだけかもしれない。もうちょっとジョギングなりにしていただくとハードル下がるのにな。てとこなんですけど。

○西川副議長 ウォーキングとかね。

○平尾議長 あ、そうですね。はい。人によって色々あると思いますので、その辺も判断してください。

それでは、議題は以上ですので、区役所のほうに進行をお返しいたします。ありがとうございました。

○向井保健福祉課長代理 はい、平尾議長、素敵な議事進行ありがとうございました。事務局の説明が長くてご発言をいただけなかった委員の皆様、大変申し訳ございませんでした。時間となりましたので、終了をさせていただきたいと思えます。委員の皆様には、3月9日午後7時より、区政会議全体会を5階会議室で開催をいたします。

「ちょっと言い足りへんかったわ」とか「これ言うの忘れたわ」ということがございましたら、全体会でおっしゃっていただければ承らせていただきますので、長い要望であったかと思うので、お家でゆっくり読んでいただければと思います。次の全体会では、委員間で意見交換を行っていただく予定としております。テーマは「港区の将来について」です。詳細は別途メール等でお送りをさせていただきます。全体会当日、全委員で意見交換ができればと思っております。それではこれで「港区区政会議 福祉部会」を終了させていただきます。どうもありがとうございました。